

社会保険・労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください。 ～業務の効率化、コスト削減に効果が期待できます。～

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存じですか。「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも社会保険や労働保険の手続きが行えます。

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります。ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険関係の手続きのため、年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】年間15,000～20,000円程度

○書面で申請を行う場合のコスト……………約30,000円

- ・年間の社会保険・労働保険関係の届出……………6回(※1)
 - ・行政機関滞在時間、移動時間……………2時間
 - ・1回当たり往復交通費……………320円
 - ・時間当たり給与……………2,371円(※2)
- 2,371円 × 2時間 × 6回 + 320円 × 6回 = 30,372円

○オンライン申請を行う場合のコスト

- ・電子証明書の取得費など……………10,000～15,000円程度(※3)

※1: 毎年申請が必要な主な手続きの頻度を考慮して設定したもので、年間6回と決まっているわけではありません。

※2: 年間平均給与414万円[国税庁民間給与実態調査(平成25年分)] ÷ 年間総実労働時間1,746時間[厚生労働省毎月勤労統計調査(平成25年分)]

※3: 金額は電子証明書の種類によって異なります。例えば、商業登記に基づく電子認証制度における電子証明書の場合は、年間7,900円です。「電子証明書」は、申請用データに「電子署名」を行うために必要となるもので、書面による手続きの際の「印鑑証明書」に相当するものです。電子証明書をを用いることで、文書の改ざんやなりすましを防ぐことが可能となります。なお、社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を当該届書等と併せて電子データとして送信することで、事業主の電子証明書を省略することが可能です。また、取得した電子証明書は、社会保険・労働保険関係手続に加えて、国税申告や登記申請のオンライン申請にも活用できますので、さらなるコスト削減も可能です。

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなども防ぐことができます。なお、e-Gov の使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAX で問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

○オンライン申請ガイドブック(<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)

○オンライン申請利用マニュアル一覧(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

(参考1) 毎年申請が必要な主な手続き

- ・雇用保険被保険者資格取得届／喪失届 [3月～4月(随時)]
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／喪失届 [3月～4月(随時)]
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 [7月、12月など]
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 [7月(年1回)]
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 [6月(年1回)]

(参考2) 電子政府の総合窓口



<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

【e-Gov が提供する各種サービスに関するお問い合わせ】

○電子政府利用支援センター

(<http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>)